

付 議 第 3 号

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案に係る 意見聴取に関する議案

平成 26 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）第13条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成26年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立香北青少年の家
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市香北町美良布1211番地
株式会社香北ふるさと公社
- 3 指定期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

参考資料 1

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

県立青少年教育施設指定管理者の指定について(平成27年度～)

		香北青少年の家	高知青少年の家及び青少年体育館	塩見記念青少年プラザ
施設所在地		香北町吉野1300	(高知青少年の家) いの町天王北1-14 (青少年体育館) いの町八田1767	高知市小津町6-4
施設の概要		敷地面積 17,241㎡ 本館 鉄筋コンクリート2階 (S53建築)延べ1,002.65㎡ 別館 鉄筋コンクリート平屋 (S57建築)延べ295㎡ 研修棟 鉄筋平屋 (H6建築)延べ300.16㎡ ほか 宿泊定員 121名	(高知青少年の家) 敷地面積 3,127.28㎡ 鉄筋コンクリート2階 (S63建築)延べ1,230.39㎡ (青少年体育館) 敷地面積 7,925㎡ 鉄筋コンクリート2階 (H3建築)延べ5,229.54㎡	敷地面積 540.66㎡ 鉄筋コンクリート5階 (S46建築)延べ1,086.83㎡
利用者数	平成23年度	14,119人 (6,382人)	(高知青少年の家) (青少年体育館) 16,073人 57,810人	21,938人
	平成24年度	16,194人 (7,915人)	18,450人 67,267人	25,807人
	平成25年度	15,027人 (6,869人)	15,535人 66,994人	26,442人

※香北青少年の家の利用者数()内は宿泊者数

現在の指定管理団体	株式会社 香北ふるさと公社 (平成18年度～)	特定非営利活動法人 高知県青年会館 (平成25年度～)	特定非営利活動法人 たびびと (平成24年度～)
現在の指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日 (3年)		

※高知青少年の家及び青少年体育館の指定管理団体は平成24年4月1日～平成25年3月31日までは財団法人高知県青年会館

次期指定期間	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日 (5年)	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日 (5年)	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (1年)
指定管理者募集期間	平成26年9月12日～平成26年10月27日		
応募団体数	1団体	1団体	なし
指定管理者選定審査委員会	平成26年11月10日		-

指定しようとする団体		株式会社 香北ふるさと公社	特定非営利活動法人 高知県青年会館	-
指定管理料	平成27年度	38,473,000	57,599,000	-
	平成28年度	38,747,000	58,544,000	
	平成29年度	39,120,000	58,699,000	
	平成30年度	39,164,000	58,544,000	
	平成31年度	39,594,000	58,664,000	
	合計	195,098,000	292,050,000	-

※塩見記念青少年プラザについては、募集期間中の応募団体がなかったため、下記により再度指定管理者の公募を行っている。

募集期間	平成26年11月21日～12月5日
指定管理者選定審査委員会	平成26年12月22日(予定)